

亀山市告示第157号

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和5年亀山市告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和5年亀山市告示第97号。次条において「告示」という。）に基づき低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（次条において「特別給付金」という。）の支給を受けた者とする。<u>ただし、三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金支給要領（</u></p>	<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和5年亀山市告示第97号。次条において「告示」という。）に基づき低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（次条において「特別給付金」という。）の支給を受けた者とする。</p>

令和5年5月12日付け子福第05-107号通知) 第2の2に該当することにより、三重県から同要領に規定する給付金の支給を既に受けている者を除く。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。